

一般行政報告

平成 26 年第 3 回定例会（6 月）

《 目次 》

- 1 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対応について
- 2 JR 特急「サロベツ」早期運行再開に対する取り組みについて
- 3 日本都市計画学会 計画設計賞の受賞について
- 4 東日本大震災復興支援に係る職員派遣について
- 5 平成 25 年度の観光入込客数について
- 6 本市に対する訴訟について

平成 26 年第 3 回稚内市議会定例会の開催にあたり、6 項目につきまして、一般行政報告をいたします。

- ◎ 1 点目は、「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対応について」です。

国は、本年 4 月、消費税率が 8% に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や、子育て世帯への影響を考慮して、「臨時福祉給付金」並びに「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を決定したところです。

この両給付金の支給事務は、各自治体が行うこととなっており、本市では、市民の皆さんにわかりやすい対応と、迅速かつ確実な事務を行うため、4 月 21 日に、副市長を本部長とする「事業推進本部」を設置し、両給付金の申請窓口を一本化し、支給に向けた準備を進めているところです。

この度、支給要件となる、平成 26 年度の当初課税額が確定したことに伴い、来月 1 日から両給付金の申請受付を開始することとしま

した。

両給付金の概要につきましては、これまでも広報紙などで市民の皆さんへ、お知らせしてきたところですが、今後の申請方法など詳細につきましては、広報紙 6 月号に、特集ページも掲載しています。

なお、両給付金につきましては、原則として申請が必要な制度です。

したがって、受給資格のある方が、確実に申請することができるよう、様々な方法で、周知を徹底してまいりたいと考えています。

- ◎ 2 点目は、「JR 特急「サロベツ」早期運行再開に対する取り組みについて」です。

去る 5 月 21 日に、商工会議所、観光協会並びに沿線自治体である豊富町、幌延町、中川町とともに、昨年 7 月 7 日から運行休止となっております、特急「サロベツ」の早期運行再開を、JR 北海道に要請いたしました。

また、これには、名寄市長が会長を務める「宗谷本線活性化推進協議会」も同行いたしまして、まさに道北地域の総意としての、要請となったところです。

特急「サロベツ」運休の代替措置としては、昨年 8 月から本市と旭川間に、「臨時快速列車」が運行されましたが、利便性が著しく低下していることもあり、JR 特急利用者数は、前年度を大きく下回る結果となりました。

この度の要請に対し、JR 北海道からは、「車両事故の原因究明及び今後の対策について、慎重に検討を行い、また、第三者機関に

よる検証もいただき、運行再開の目途は立った」との見解をいただいたものの、国の認可手続きなどの関係もあり、再開時期などの明言はございませんでした。

その後、今月6日に、「北海道運輸局に原因と対策を報告し、了解を得た」旨の報告がありまして、特急「サロベツ」の運行を、8月1日から再開する旨の連絡が、JR北海道からありました。

特急「サロベツ」の1年間の運休による影響は、本市にとって、観光客の入込数の減少はもとより、市民やビジネス客の公共交通の利便性の低下など、非常に大きなものとなりましたが、今後は、観光協会などの関係団体とも連携を図り、観光入込数の回復に向けた取り組みを強化し、地域振興につなげていきたいと考えています。

◎ 3点目は、「日本都市計画学会 計画設計賞の受賞について」です。

駅前再開ビル「キタカラ」や「JR稚内駅」の設計、施工に関わった、本市を含む関係者5者が、公益社団法人 日本都市計画学会の、本年度の「計画設計賞」に選定され、関係者とともに、先月23日、東京大学 弥生講堂で行われた表彰式に、出席してきました。

公益社団法人 日本都市計画学会は、都市計画や地方計画に関する科学技術の研究・発展を図ることを目的に、昭和26年に創立され、現在は、会員数約6千人の組織であります。

毎年、都市計画の業績、論文、計画設計の優秀なものについて表彰しており、平成25年度の計画設計賞は、全国から、本市のキタカ

ラを含む4件が受賞いたしました。

今回の選定理由は、キタカラが「北国のデザインとして都市計画の発展に顕著な貢献をし、他都市の参考となるもの」との評価を受けたものです。

キタカラは、平成24年4月にグランドオープンしてから2年を経過し、「交通」、「暮らし」、「情報」、「賑わい」の拠点として、着実にその役割を果たしつつあると、認識しています。

今回の名誉ある受賞を契機として、今後とも市民の皆さんをはじめ、稚内を訪れる方々に、愛される施設となることを、期待するものです。

本市としても、引き続き、関係者とともに、施設の更なる充実と、中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

◎ 4点目は、「東日本大震災復興支援に係る職員派遣について」です。

本市では、かねてから全国・全道市長会から要請のあった、東日本大震災の復興支援のための職員の派遣を検討してきましたが、本年4月1日から1年間の予定で、都市整備課の西間敏幸主査を、岩手県 大船渡市に派遣いたしました。

被災地支援のための長期派遣は、本市では、今回が初めてのことです。

現地に赴いた同主査の報告では、「震災後、丸3年が経過し、被災建築物は撤去され、いたる所で盛土工事が進められており、さながら新たな団地開発工事のような、光景が広が

っている。」とのことでありますし、また、「津波で流されずに済んだ、ホテル、スーパー、病院、アパートなどは、すでに営業を始めており、津波で流された飲食街も、仮設プレハブ店舗での営業を再開している。」とも伝えてきています。

しかし、全壊 2,789 世帯を含み、建物被害 5,556 世帯を数え、1,800 棟もの応急仮設住宅が建設された大船渡市では、未だ多くの住民が、不自由な生活を余儀なくされていることに変わりはありません。

本人も仮設住宅での生活であり、厳しい環境とは思いますが、大船渡市の一日も早い完全復興のため、頑張っ

また、大船渡市の戸田市長さんからは、このたびの職員派遣に対する感謝の手紙をいただくとともに、先日の全国市長会の席上でも、あらためてご挨拶をいただいたところでございます。

同主査が帰省した際には、被災地の状況や、実際に経験してきたことなど、市民の皆さんに報告する場を設定していきたいと考えています。

- ◎ 5点目は、「平成 25 年度の観光入込客数について」です。

「北海道観光入込客数調査要領」に基づく、本市の平成 25 年度の観光入込客数は、総数 49 万 7,400 人、対前年比で 8,800 人、1.8% の増となり、2 年連続での増加となりました。

内訳としては、昨年 4 月から 9 月までの上

期では、羽田便や千歳便の運航機材の大型化等による、送客体制の強化や、集客エリアの中四国・九州圏への拡大、名古屋空港からのチャーター便就航など、官民挙げての取り組みが功を奏し、総数 37 万 1,000 人、対前年比で 2,500 人、0.7% の増となりました。

また、10 月から今年 3 月における下期では、交通輸送の実績が、好調に推移したことを背景に、稚内冬季観光振興実行委員会が行った各事業において、集客目標を上回る実績を達成できたことが大きく寄与したことなどもあり、総数 12 万 6,400 人、対前年比で 6,300 人、5.2% の増となったところです。

さらに、外国人観光客も、宿泊人数で約 7,700 人、対前年比で 35.6% の増となりました。

台湾や香港、ロシアからの来訪が中心ですが、東南アジア諸国の査証発給要件の緩和が図られたタイなど、他の地域からの来訪も、僅かですが増加している状況です。

平成 26 年度においても、「フジドリームエアラインズ」が昨年度に引き続き、名古屋空港からのチャーター便を運航するほか、新たに松本、静岡、山形、新潟の 4 空港から計 47 本の就航も決定しました。

また、運休中の特急サロベツの運行再開が決定したことなど、本市の観光産業にとって、明るい話題も出てきています。

今後も官民が連携し、その手を緩めることなく、観光最盛期といわれる 6 月から 8 月の夏季トップシーズン、さらには、冬季観光の底上げに戦略的に取り組み、平成 26 年度の観光入込客数の向上に、より一層努力してまい

ります。

- ◎ 6点目は、「本市に対する訴訟について」です。

去る5月9日に、以前、本市に在住していた方を原告とする「配当処分取消請求事件」の訴状が、旭川地方裁判所から送達されました。

本件訴状の内容は、本市が行った給与差押に伴う、差押額の算定を不服として、差押処分の一部取消しを求めるものです。

本件の経過については、平成23年に原告に対し、札幌国税局が所得に関する税務調査を行ない、その結果、所得税の追加課税が決定されたものです。

その後、稚内税務署から送達された、所得税の追加課税資料に基づき、本市の市・道民税においても、追加課税を決定したところです。

しかし、追加課税した市・道民税が、納期内に納付されず、滞納が発生したことから、その滞納整理のため、原告に対し、地方税法に基づき、給与差押を実施したものです。

本市としては、これまで行ってきた、差押え等の対応は、法に基づき、適切に処理していると認識しています。

訴状到着後、顧問弁護士と協議の結果、旭川地方裁判所に対して、本日付けで訴状に対する「答弁書」を提出しました。

なお、今月18日には、旭川地方裁判所において「第1回口頭弁論」が開かれることとな

っており、今後は、裁判で本市の給与差押の正当性について、説明をさせていただく予定となっています。

以上、6項目についてご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。